

健康増進法施行令第7条第2号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額

(平成25年 9月18日消費者庁告示第6号)

改正 平成26年 9月 1日消費者庁告示第4号
 平成29年 3月31日消費者庁告示第9号
 平成30年 8月 8日消費者庁告示第6号
 令和元年 9月 9日消費者庁告示第7号
 令和2年 3月26日消費者庁告示第3号

健康増進法施行令(平成十四年政令第三百六十一号)第七条第二号の内閣総理大臣が特別の用途を勘案して定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同号の内閣総理大臣が定める項目及び内閣総理大臣が定める額は、同表の上欄に掲げる区分についてそれぞれ同表の中欄に掲げる項目及び同表の下欄に掲げる額とする。

区分		項目	額
乳児用調製乳	乳児用調製粉乳	熱量 水分 たんぱく質 脂質 炭水化物 灰分 ナイアシン パントテ ン酸 ビオチン ビタミ ンA ビタミンB ₁ ビ タミンB ₂ ビタミンB 6 ビタミンB ₁₂ ビタ ミンC ビタミンD ビ タミンE 葉酸 イノシ トール 亜鉛 塩素 カ リウム カルシウム 鉄 銅 【セレン】 ナトリ ウム マグネシウム リ ン α-リノレン酸 リ ノール酸 カルシウム/ リン比率 リノール酸/ α-リノレン酸比率	七十五万三千 円 【七十八万五 千円】
	乳児用調製液状乳		
妊産婦、授乳婦用粉乳		熱量 水分 たんぱく質 脂質 炭水化物 灰分 ナイアシン ビタミン	三十八万八千 円

		A ビタミンB ₁ ビタミンB ₂ ビタミンD カルシウム	
許可基準型病者用食品	低たんぱく質食品	熱量 水分 たんぱく質 脂質 炭水化物 灰分 ナトリウム カリウム	十六万四千元
	アレルギー除去食品	熱量 水分 たんぱく質 脂質 炭水化物 灰分 ナトリウム 除去した アレルギー	十六万千元
	無乳糖食品	熱量 水分 たんぱく質 脂質 炭水化物 灰分 ナトリウム 乳糖又は ガラクトース	十五万三千元
	総合栄養食品	熱量 水分 たんぱく質 脂質 糖質 食物繊維 灰分 ナトリウム 食 塩相当量 ナイアシン パントテン酸 ビタミ ンA ビタミンB ₁ ビ タミンB ₂ ビタミンB ₆ ビタミンB ₁₂ ビタ ミンC ビタミンD ビ タミンE ビタミンK 葉酸 塩素 カリウム カルシウム 鉄 マグネ シウム リン	七十五万二千 円
	糖尿病用組合せ食品	熱量 水分 たんぱく質 脂質 炭水化物 灰分 ナトリウム 食塩相当 量	十二万四千元
	腎臓病用組合せ食品	熱量 水分 たんぱく質 脂質 炭水化物 灰分 ナトリウム 食塩相当 量 カリウム リン	十八万円
個別評価型病者用食品	食事療法を実施するにあ	十七万二千元	

		たり、疾病の治療等に関与する食品成分	
えん下困難者用食品	えん下困難者用食品	硬さ 付着性 凝集性	四万八千円
	とろみ調整用食品	粘度 溶解性・分散性 経時的安定性 唾液抵抗性 温度安定性	八万五千円
特定保健用食品（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）第二条第一項第五号に規定するものをいう。）		特定の保健の目的に資する栄養成分（下欄において「関与成分」という。）	関与成分が食物繊維であるもの又は関与成分の試験につき培養試験を要するもの 二十六万五千円
			右記以外 十六万六千円
備考 【 】内は令和四年四月一日から適用することとする。			

注一 熱量は、当該食品中のたんぱく質、脂質及び炭水化物の量にエネルギー換算係数を乗じて算出する。ただし、総合栄養食品にあつては炭水化物に代えて糖質及び食物繊維の量を用いて算出する。

二 炭水化物は、当該食品の重量から、たんぱく質、脂質、灰分及び水分の量を控除して算出する。

三 糖質は、当該食品の重量から、たんぱく質、脂質、食物繊維、灰分及び水分の量を控除して算出する。

四 食塩相当量は、当該食品中のナトリウムの量に二．五四を乗じて算出する。